

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	今堀 (今堀町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落の農業者(個人)6名の構成は80歳以上3人、75歳以上2名、65歳以下1名。作付けは米作主体。1農家が「きてかーな」に野菜類を出荷している。数年前まで営農倉庫がありましたが長期間使われずに雨漏り等老朽化し取壊した。農業機械の共同購入、利用の実態はない。平成17年頃、未来が丘団地が造成され195戸の住宅が建てられています。以降、第2期分譲地を計画し、開発業者が農地・雑種地等を先行購入されている。これ等の土地が団地西側に委託農地、不耕作地として広がっており、面積1.27haある。別に集落芝原街道沿いに1.11haの委託農地あり。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当集落では、集団的な取組みが出来る状況にはない。農地を所有する農家は、町内に28軒あるが22軒が耕作委託している。家庭菜園程度規模。委託先は、町外の船木洋子、小西彌一郎の2軒。町内で受託できる農家はない。過去二十数年状況は変わらず。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集約については、旧来の未整備農地、町外からの入作者も多く困難。それにも増して米作している農家は集落で6軒しかなく、高齢で維持経費ばかり増え数年先には廃農止む無しの実情。町内で農地を受託する農家も無い。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今日まで、個々の農家が農地中間管理機構等、農業委員会に受託先ないか相談されても進展なし。土地改良事業が出来ていない旧来の圃場では無理と思われる。農地の集約化は入作者、農地偏在、耕作、水利の利便から進まず。
(3)基盤整備事業への取組方針
7年前に、芝原町から土地改良事業の取組みについて声をかけて頂きましたが進展せず。町内には芝原町、蛇溝町の入作面積も多く、大型住宅団地もある。第2期開発用地として取得している農地もあり、集落を囲んで農地が分断しており大規模規格が困難な集落となっている。仮に整備が出来たとしても後継者が無いのが実状である。個々の農家で畦畔を撤去し拡大しているのが現状。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者は数十年無し。特記すべき事項なし。 既存の町内耕作農業者は50a～120aの小規模農家6軒。 農地を耕作委託している農家は21軒あり。 受託農家は入作している町外の認定農業者。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--